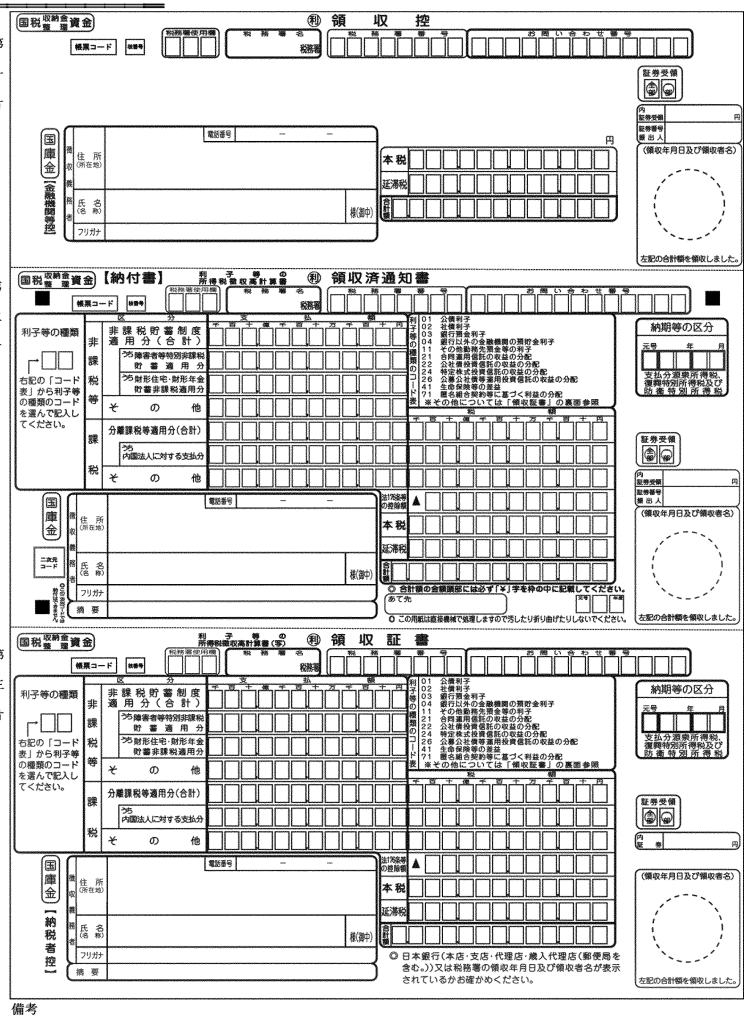
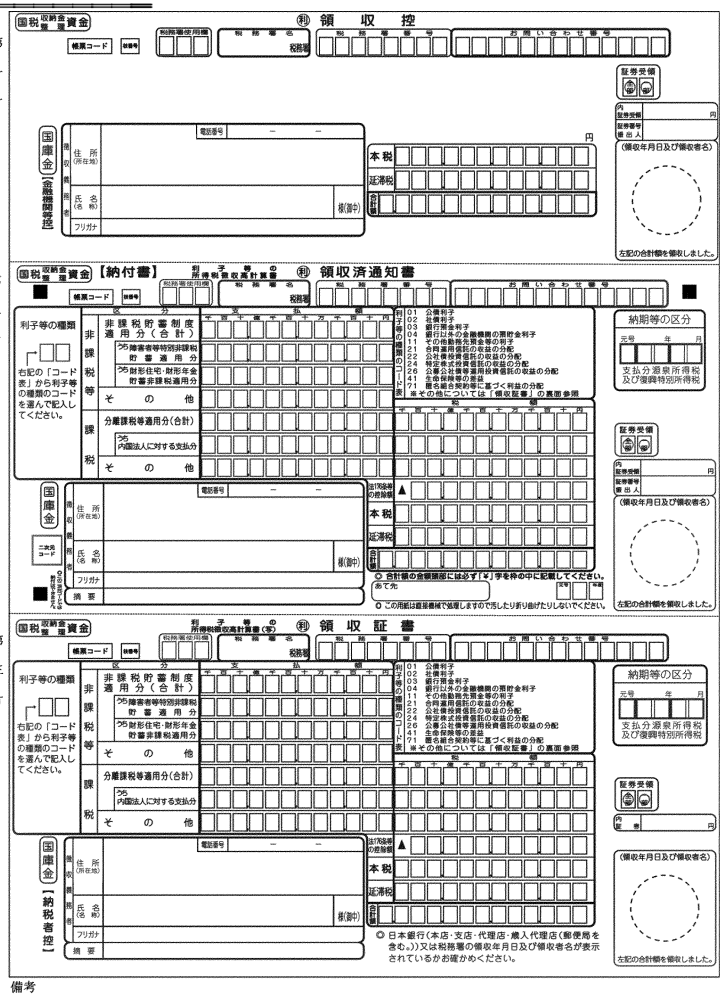
第六条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙第１号書式（その２）	別紙第１号書式（その２）
	
備考 １　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。 ２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。	備考 １　別紙第１号書式（その１）備考２及び８は、この書式について準用する。 ２　用紙の大きさは、おおむね縦30センチメートル、横21センチメートルとする。